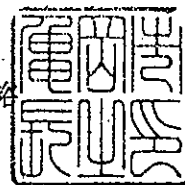


亀岡市告示第45号

景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定に基づく亀岡市景観計画の一部を変更したので、同法第9条第8項において準用する同条第6項の規定により、次のとおり告示し、当該景観計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和3年3月26日

亀岡市長 桂川 孝 裕



1 景観計画の名称

亀岡市景観計画（令和3年改定）

2 景観計画の変更の概要

都市景観形成地区及び一般地区の区域の変更

3 効力の発生する日

令和3年3月26日

4 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市役所まちづくり推進部都市計画課